

第5回庁舎等建設に関する協議会

日 時 令和4年7月27日（水）9：35～12：03

場 所 市役所本庁舎第一会議室

参 加 者

市議会：

座 長：五十嵐京子、副座長：村山ひでき

清水がく、吹春やすたか、岸田正義、沖浦あつし、白井亨、水谷たかこ、古畑俊男、坂井えつ子、遠藤百合子、湯沢綾子、安田けいこ、片山かおる、たゆ久貴、渡辺ふき子、小林正樹、宮下誠、斎藤康夫、渡辺大三、水上洋志（議席番号順、敬称略）

市：

副座長：藤本庁舎建設等担当部長

西岡市長、小澤副市長、前島庁舎建設等担当課長、後藤公共施設マネジメント推進担当課長、山崎建築営繕課長、宮奈地域安全課長、礪端下水道課長、堀池まちづくり推進課長

事務局：

福井企画政策課主査、郷古企画政策課主査、小林議会事務局次長、安藤議事係主任

傍聴者 1人

◎五十嵐座長 ただ今から、第5回庁舎等建設に関する協議会を開催いたします。今日は前段のところ概ね1時間を目安に浸水対策について約1時間程度勉強会をさせていただいて、その後通常の質疑に入らせていただきたいと思います。それでは、まず「1 浸水対策について」ということで資料の1から4までの説明を先にお願ひしたいと思います。担当課長。

◎前島庁舎建設等担当課長 「次第1 浸水対策について」の資料1から4について、まず庁舎担当から簡単にご説明し、順番に各担当の方からご説明したいと思っております。

資料1は他の自治体での新庁舎建設における近年の浸水対策の状況です。詳細はご覧いただきたいと思います。1階部分のフロアレベルを嵩上げする、また2階以上に機械室を設けるなどの対策となっております。資料2は下水道課提出の内水氾濫についてでございます。資料3は地域安全課提出の風水害における駐車場の利用についてになります。資料4はまちづくり推進課提出の東京都発行の都市計画法に基づく開発許可制度のあらましです。資料2から4については、この後各担当からご説明させていただきたいと思います。

◎五十嵐座長 下水道課長。

◎礪端下水道課長 下水道課から内水氾濫につきまして資料2に沿って説明したいと思います。今回のテーマは内水氾濫でございますが、その前に下水道施設の構造であるとか仕組みにつきまして簡単に説明させていただきます。その後内水氾濫について説明したいと思います。

資料 2 を 1 枚めくっていただいて上段をご覧ください。まず下水道施設についてでございます。下水道施設につきましては、大きく下水道管、ポンプ所、水再生センターで構成されております。市で管理するのは市内の下水道管でございます、水再生センターにつきましては東京都の方で管理をしております。

資料 2 ページの下段をご覧ください。下水の処理方式について簡単にご説明いたします。大きく合流式と分流式の 2 つに分かれております。左側が合流式でございます、宅地内で排出された汚水、雨水につきまして一本の下水道管で流すという方式でございます。小金井市において約 85%合流式で処理をしております。右側が分流式というものでございまして、こちらが汚水と雨水を別の下水道管で流す方式です。雨水につきましては河川などに排出されております。こちらが比率としては小金井市約 15%ということでございます、小金井市でいうと合流式の比率が高いということです。ちなみに庁舎の建設地につきましては合流式で処理をしております。

次のページになりまして、資料の 3 ページの上段でございます。処理区についても簡単にご説明いたします。小金井市は野川処理区、北多摩 1 号処理区、荒川右岸処理区という 3 つの処理区分かれておりまして、それぞれ水再生センターというのがございますので、処理区によって分流式、合流式ということで、この表のとおり分かれているところがございます、資料の 3 ページの下段が処理区の位置図でございます。ちょっと白黒で分かりにくいんですけども、市内の中央部分が野川処理区ということがございます。約 7 割強が野川でございます、北側の関野町のあたりですね、これが荒川右岸処理区、西側が北多摩 1 号処理区となっております。庁舎の方は野川処理区こちらの中央のエリアの方でございます。

1 ページをめくりいただきまして、4 ページ上段でございます。本市小金井市の位置図と再生センターの位置図というところを参考までに記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

続きまして 4 ページ下段の方です。下水道処理についても簡単にご説明いたします。大きく公共下水道、流域下水道に分類されてございまして、公共下水道というのが市内で設置する下水道、流域下水道につきましては、再生センターなどで東京都が管理する下水道でございます、小金井市から市内で排出されたものは、市外の流域下水道に接続していると、そのような形になっております。

続きまして資料 5 ページ上段でございます。これも下水道に関わるということで、排水設備についてご説明いたします。こちらの図で囲っている「排水設備」というのが排水設備でございます、建物からの下水を排出されたものを道路にある下水道管に流入させるための排水管、あと柵ですね、汚水柵、雨水柵などの設備が排水設備でございます。これは今回宅地でございますけれども、基本的には公共施設などにつきましても、基本構造は同じでございます。この排水設備から取付管を通じて下水道管に接続するという形でございます。

5 ページの下段でございます。これも下水道に係る施設ということで、雨水浸透施設についても簡単に概要を説明します。雨水浸透施設は、皆さんご存知のとおり、雨を雨水浸透施設を通じて地面に浸透させるものでございまして、効果としては雨水の下水道への流出抑制が 1 つ、もう 1 つは地下水の涵養保全、これが 2 つの大きな効果でございます、小金井市の取組としましては、宅地では設置助成など行っておりまして、雨水浸透柵設置率、令和 3 年度末で 68.8%と非常に高い設置率でございます。宅地だけでなく道路にも浸透柵と雨水柵とが隣接されていて、設置する事業も平成 23 年度から継続して行っている

ところでございます。課題といたしましては、設置率が高いということでございますが、具体的な財政効果、地下水保全の効果、浸水被害効果などを把握して市民などに周知することが課題というふうに捉えております。

次のページをおめくりください。資料 6 ページでございます。具体的な雨水浸透施設ということで 2 つご説明いたします。1 つが浸透枡、浸透トレンチというのが主なものでございまして、具体的な接続のイメージにつきましては資料の 6 ページの下段で、このような形でございます、左側が宅地のイメージでございます。屋根に降った雨水を浸透枡に雨樋などを通して浸透させるという形でございます。右側がもう少し大きい施設などの場合で、浸透枡の間に、先ほどご紹介したトレンチという管を接続いたしまして、地面に浸透させるという形です。庁舎の方も浸透枡、浸透トレンチといったことを設置しているという状況でございます。

最後、資料 7 ページ上段でございます。下水道管についても簡単にご説明いたします。基本的に下水道管の構造といたしましては、道路に埋設された下水道管というのを上流から下流に傾斜をつけまして、自然流下させる構造でございます。このマンホールというのが、点検修繕などのために下水道管の途中途中に設置されているという形でございます。

以上が駆け足になりましたが、下水道の仕組の概要説明でございます。この下水道の仕組を踏まえたうえで、内水氾濫についてのご説明したいと思います。資料 7 ページの下段の図をご覧ください。近年増加している集中豪雨等による氾濫は大きく 3 つ分類することができまして、まずは一番左側が氾濫型の内水氾濫と言いまして、河川の氾濫によらず下水道施設に起因するものでございます。これは例えば豪雨などによりまして、下水道施設の排水能力を超えて浸水するものでございまして、下水道管から下水が出てしまうとか、あと下水道管に雨水が入らず浸水することなどが想定されるところでございます。次に真中の図が湛水型の内線氾濫と言いまして、先ほどご説明いたしました分流式などで下水道管が雨水管で、雨水を河川排出している場合ですね、例えば豪雨で河川の水位が上昇しまして、河川の水が雨水管から逆流して、下水道管から下水が出るという形でございます。最後の類型が一番右側でございまして、外水氾濫というものでございます。これは豪雨などで河川の水位が上昇しまして、堤防などを越えて水が溢れるというところでございます。以上 3 つの類型でございます。

次のページの方をおめくりいただきまして、資料 8 ページの上段でございます。内水氾濫のメカニズムということで、図の方で説明させていただきます。通常が一番上の図のとおりですね。下水道管の底を下水が流れている。上は空気があるという状況で、豪雨等によりまして雨水が短時間に流入しますと、下水道管にある空気が圧縮されまして、マンホールの蓋が飛んでしまったりとか、またさらに下水道管に流れる下水の量が増えてきますと、下流部分のマンホールから全部下水が出てくるということも想定としてはあるといったところの図でございます。以上が内水氾濫の類型メカニズムの説明でございます。

資料 8 ページの下段の方をご覧ください。内水氾濫を考えるうえで、庁舎建設地における下水道施設、また雨水流出抑制対策の状況について概要の方を説明させていただきます。まず下水道管についてでございます。庁舎建設地から排出される下水につきましては污水管、枡などの排水設備を経由いたしまして、庁舎の西側の緑中央通りに埋設された下水道管の方に排出されます。排出箇所は 3 か所でございます、

まずこちらが屋外駐車場の入口部分こちらから雨水を排出、ここが下水道管の起点、最上流部分になります。2か所目が地下駐車場の入口の北、こちらが汚水を排出しております。3か所目というのが、地下駐車場の南、こちらで雨水を排出しているという状況でございます。こちらの下水道管につきましては、時間降雨50mm対応ということで、汚水、雨水を一つの管で処理する合流式でございます。排出された下水につきましてはこちらの起点の部分用最上流といたしまして、緑中央通りを南下して連雀通りの方に接続をされていくという形でございます。

続きまして資料9ページの上段でございます。ちょっと分かりにくいですが、下水道管の接続状況について、写真の方で説明させていただきます。左側の写真が庁舎建設地から最上流、起点部分のマンホールの接続のイメージでございます。今庁舎建設地の敷地が下がっている状況ですが、敷地の嵩上げによりまして雨水枡の高さも嵩上げしまして、マンホールの方に接続をさせるという形でございます。右側の写真が最上流のマンホールを起点としまして、連雀通り方面へ下水道管を流下する形を、ちょっと分かりにくいですが、矢印の方で説明しております。

続きまして資料9ページの下段でございます。庁舎建設地における雨水流出抑制対策でございます。先ほど説明いたしました雨水浸透施設につきましては、浸透枡、浸透トレンチを庁舎敷地内の方に設置いたします。東京都の豪雨対策基本方針の長期目標である時間65mm対応で、こちらの方は設置しております。雨水浸透枡、トレンチによりまして、雨水を浸透させまして、一部浸透できないものはオーバーフローするような形でございます。その他対策といたしまして、緑地の確保、浸透舗装、あと緑中央通りの雨水枡に浸透枡を接続させまして、雨水を浸透させるなどを行っております。基本は敷地内の雨水処理でございます。当然雨水流出抑制対策につきましては、庁舎建設地だけではなくて、市あるいは流域でもする必要のある取組でございます。

資料の次の10ページの方でございます。上段をご覧ください。こちらが庁舎建設地の下水道の既定マンホール付近に設置された雨水枡、浸透枡の設置状況でございます。左側のグレーチングのものが雨水枡でございます。基本的に道路で降った雨水というのは、雨水枡を経由して下水道管の方に流入しますが、こちら隣に設置された浸透枡で、雨水枡に入る雨水の一部地下に浸透させて、豪雨などがあった場合に、一気に雨水が枡から下水道管に流入することを抑制するという効果がございます。

以上が、庁舎建設地における下水道施設、雨水流出抑制対策の状況というところでございます。最後に、資料10ページの下段からでございますが、庁舎建設地における通常時あるいは豪雨時における状況想定ということ概要ということで説明したいと思います。豪雨時における細かな動きとか想定につきましては、実際にシミュレーションをしないとつかめないところはございます。また庁舎建設地における状況から想定できる範囲内の説明となることは、どうかご理解の方いただきたいと思っております。

まず通常時でございます。8ページ内水氾濫のイメージでご説明したとおり、下水道管、雨水浸透施設の処理能力内での処理ができています状態でございます。

次に、集中豪雨等が発生した場合の想定でございます。次のページ資料11ページの上段をご覧ください。まず集中豪雨等の想定としまして、まず下水道の状況についてご説明の方いたします。豪雨等によりまして、下水道管と接続された雨水枡の処理能力を超えた場合、庁舎に接続された下水道管は起点、最上

流でございまして、最上流でマンホールが例えば吹き出してしまうというところはなかなか想定はしにくいかないと考えておりますが、その下流部の下水道管がいっぱいになった場合、上流部も、例えば下水道管が満杯になった場合は、上流部の下水道管で処理できない雨水が道路に溢れることは想定できる場所かなと思います。先ほど説明した類型で言いますと、これは河川の氾濫によらないものですので、類型としては氾濫型の内水氾濫に該当するものと考えられます。道路部分、地形の方を考えますと、ちょうど庁舎の北側部分、地盤高が高い道路の北側、上流部から道路の南側、連雀通り方面に下がってきていますので、雨水が流出することも、これは想定の一つとして考えられるところでございます。

続きまして 11 ページの下段でございまして。次に、庁舎敷地内の想定ということでございまして、浸水予想区域図にありますとおり、敷地の地盤高が低い部分に豪雨で降った雨水が溜まるのがまず想定されます。ただし、庁舎の建物部分以外も、敷地の地盤高が嵩上げされていること、また説明の方いたしました浸透枡など雨水流出抑制対策を行っていることを踏まえ、実際には浸水予想区域図とは異なる状況になるということは想定できますが、やはり敷地の低い部分には雨水がたまるということは想定の方ができると考えております。また、雨水浸透施設の処理能力を超える豪雨等があった場合につきましては、浸透施設から雨水が流出しまして低地にたまるということも想定の方ができると考えております。また道路ですね、緑中央通りの部分から庁舎建設地への雨水流入の可能性につきましては、庁舎の敷地、高低差のある部分と道路の地盤高の状況を考える必要がありまして、例えば道路の地盤高が高い場合につきましては、雨水流入の可能性は否定できないというふうには考えているところでございます。

最後、資料の 12 ページでございまして。豪雨が止んだ場合の想定というところでございまして。先ほど説明したように、道路管が満管でなく、下水が流れる状態になった場合、また雨水浸透施設に浸透できる状態になった場合など、施設の処理能力が回復した場合につきましては、道路、敷地から雨水が引く状態になるというふうな想定としては考えるところでございます。

以上、内水氾濫につきまして、メカニズム、一般的な類型説明と、庁舎建設地周辺施設の状況をもとにした想定の方をさせていただきました。かなり駆け足になりましたが、以上説明とさせていただきます。

◎五十嵐座長 斎藤さん、どうぞ。

◎斎藤議員 8 ページあたりから内水氾濫が出てくるんですけども、下水道本管に関して起点ということが出ていて、要するに庁舎敷地の西側のマンホールが一番高いところ、起点ということでもいいですね。そのもっと北側からも流入の下水はないということでもよろしいですか。

◎五十嵐座長 下水道課長。

◎磯端下水道課長 今、斎藤議員ご指摘のとおりで、こちらの部分が起点、スタート部分でございまして、北側からの接続というのはございません。

◎五十嵐座長 続けて資料の説明を先に進めたいと思います。はい、続いて地域安全課長。

◎宮奈地域安全課長 資料 3「風水害における駐車場の利用について」をご説明させていただきます。風水害対策につきましては気象予報により事前に備えることができるところでございます。市としての対応につきましては表にございまして、タイムライン別の動きによる対応となるところでございます。気象状況にもよりますが、おおむね 3 日から当日までの警戒態勢準備期間におきまして、関係機関から

の情報収集、市民への広報、自主避難所の開設準備などを関係部署と連携しながら対応しまして、備える形でございます。主に当日の重点警戒期におきましては、警戒本部会議におきまして様々な情報をもとに避難指示等の発令、避難所の運営などを行いながら、災害状況に応じ、関係機関と連携し、対応に当たる形でございます。

駐車場の利用につきましては、気象情報によりますけれども、警戒レベルが高くなることが想定される場合、特別警報級のようなものでございますが、そういった場合に基本的に警戒態勢準備期におきまして、市庁舎に消防、警察、自衛隊などの連絡員が派遣される可能性がございます。車両台数としましては数台程度になると考えられるところでございます。

風水害時の対応につきましては、何か被害があった場合につきましては、基本的に消防署が中心となりまして、危険の排除、救助活動が行われるところでございます。大規模の場合につきましてはそれに加えまして、自衛隊等による対応も考えられるところでございます。特に想定し得る最大降雨等の場合におきましては、状況にもよりますけれども、市の職員の現場活動につきましては、二次被害を避けるということで、出動は想定されてないところでございます。風水害時における防災担当の立場として考えられる駐車場の利用につきましては、その程度でございます。

◎五十嵐座長 続いて開発についての説明も合わせてお願いいたします。まちづくり推進課長。

◎堀池まちづくり推進課長 都市整備部まちづくり推進課提出資料「開発許可制度のあらまし」に基づき、ご説明させていただきます。本資料につきましては、開発許可権者である東京都の資料を活用させていただいており、開発許可制度の一般的な事項を取りまとめたものとなっております。よって、個別具体的な事例等により、都との相談・調整となることを前段でご承知おきいただきたいと存じます。

まず、「都市計画法に基づく開発許可制度とは」というところでございますが、一定の開発行為について許可を要することにより、2つの役割を有しております。1点目が公共施設等の整備を義務付けて良好な宅地水準を確保すること、2点目が都市計画に定められた土地の利用目的に沿った土地の適正性を確保することでございます。

裏面に移らせていただきます。「開発行為とは」というところでございます。都市計画法において主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更と定められております。下の図では、一般的な開発行為のイメージを示しております。

次のページに移りまして、土地の区画形質の変更についてです。土地の区画形質の変更とは3点あり、1点目が区画の変更として、道路等の新設により一団の土地利用をすること、2点目が土地の形の変更として、切土、盛土により土地の造成を行うこと、3点目が土地の質の変更として、農地等宅地以外の土地を宅地にすることを指してございます。下の図では、3点のイメージをお示しております。

裏面に移ります。開発行為の許可、開発許可についてでございます。開発行為をしようとする場合は、あらかじめ許可を受けなければならないと定められており、これが開発許可となります。また開発許可の条件、ただし書等につきましては、下の方を詳細はご覧いただきたいと存じます。

次のページに移りまして、開発許可の基準についてございます。開発行為については、開発許可権者との協議が必要となり、(1)の技術的基準、(2)の立地基準として示しておりますとおり、基準への適合性を求められることとなります。許可基準については、記載のとおりでございます。

裏面に移ります。開発審査会、他法令との関係についてでございます。規定により、東京都に開発審査会が置かれ、審査会の機能を示しており、また、他法令との関係を示しております。他法令におきましては、宅地造成等規制法や建築基準法等についてお示しをしているところでございます。

次のページに移りまして、開発許可申請手の流れでございます。申請者である事業者は、許可権者である東京都と関係行政機関となる市に事前相談し、市の条例等の手続を経たうえで、開発許可申請を行い、審査を経て許可書が発行された後、工事に着手し、検査等に合格すれば検査済証が発行され、完了公告となります。

裏面になります。最後になりますが、都内の開発許可の申請相談窓口の一覧となっております。小金井市の所管部署としましては、府中市にあります東京多摩建築指導事務所開発指導第2課でございます。

以上、雑駁ではございますが、開発許可についての説明とさせていただきます。

◎五十嵐座長 担当課長。

◎前島庁舎等建設担当課長 今回の開発の関係で補足をさせていただきますと、都市計画法第37条には、建築制限について定められています。開発許可申請手続の流れにある公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならないとしております。先ほどの開発許可申請の手続の流れの一番最後の工事完了公告が終わってからでないとならぬと建築物が建てられないということなので、念のため申し上げさせていただきます。

◎五十嵐座長 資料は説明をしていただきました。約これから30分ほどありますが、質疑を行いたいと思います。斎藤さん。

◎斎藤議員 開発行為のところでお尋ねするんですが、建築の制限があるということなんですが、ケースによっては建築制限を解除できる、要するに開発工事と同時に建設工事が可能だというケースもあるかと思いますが、今回のケースに関して言えば、私は個人的な見解では、建築制限解除をできる要素がまったくないというふうに私自身は考えているんですけれども、開発行為の工事と建築工事を重複してできる要素というのは何かあるのかなのか、どういう見解を持っていらっしゃるかお答えください。

◎五十嵐座長 営繕課長。

◎山崎建築営繕課長 斎藤議員からの質問にお答えいたします。制限解除の理由としましては、東京都さんの方で7つほど緩和規定を設けておられます。今回の庁舎建設にあたりましては、東京都さんからアドバイスをいただいているんですが、建築工事のため大型機器が搬入することにより、開発行為によって整備する道路、今回道路は敷地内にはございませんけれども、公共施設、例えばこれが浸透枘や浸透トレンチ管、そのようなものになってきます、その破損するおそれがある場合、これがまず1つ該当する可能性がありますよということをお願いしております。その他に、雨水処理施設等の建築工事の中で築造しないと支障をきたす場合、これも該当する可能性がありますというアドバイスをいただいております。また、これは地下駐車場を築造する場合というところもあるんですけれども、今回庁舎の下に地下駐車場を

設けておりますけれども、地下駐車場を築造する場合というのは、地上面にも駐車場を設置しますので、これは△、グレー的な部分で要相談ということで聞いております。全く解除ができないかといいますと、それをこの理由に立証するために、図面、工事自体がそのような形になるかどうか、それをまず立証して相談をしてOKが出れば、手続を進めることができるという形になります。

◎五十嵐座長 斎藤さん。

◎斎藤議員 可能性というのはどのぐらいあるというふうに見込んでいらっしゃいますか。

◎五十嵐座長 営繕課長。

◎山崎建築営繕課長 相談をした結果、一番は先に開発行為をすると浸透枮や浸透トレンチその他排水設備なんかを先に地面の下に設置をして、開発の検査を受けて公告をして、建築工事に進む形になるんですけども、建築工事が始まって、大型車両がその上を通る、それが一番該当するおそれがあるんですけども、今回建設をするうえでの1つの条件として、福祉会館の先行オープン、その後に庁舎、3期目に外構の駐車場の整備、このような形になってきていますので、排水管を例えば、福祉会館オープンするのであれば、必ずどこかに下水道管を流すための配管をしなければならないという状態になります。当然庁舎ができたときもそれをやらなければならないんですけども、破損するおそれがあるのと、配管を流す、設置しなければいけない、これを図面上に落としてみると、やはりリサイクル作業所とかそちらの方がまだ既存に建物があるので、どうしても配管の切り回しができないという形になりますので、非常に狭い中でいろいろと配管を設置しなければならない。そうすると開発で求められている雨水の基準があるんですけど、それもなかなか網羅できない。また、東京都さんの方からすると、例えばこの位置にこの配管を設置した理由を求められて、なおかつ余幅があれば、そちらの方に移るんじゃないですかというようなところも話しの中で出てくるおそれがありますよってということも言われておりますので、現状ではそこをずっとやっていて、最終的に配管がうまく設定できない、設計がうまくまとめられないというおそれがあったので、今回は開発にかけないでというところを選択しました。

◎五十嵐座長 斎藤さん。

◎斎藤議員 新築する建築物との関係は分かったんですが、清掃関連施設が残るという状況の中で、清掃関連施設が残ったまま開発の検査済とその公告という可能性というのはあるのでしょうか。

◎五十嵐座長 営繕課長。

◎山崎建築営繕課長 制限解除ができれば、残ったままやることも可能かなと思っております。ただ、やはり制限解除ができる理由に必ず設計、工事の状況も待ってないといけないという大前提はあるかと思っています。

◎五十嵐座長 斎藤さん。

◎斎藤議員 そういう見解ですが、これから造るものを開発の工事と建築と同時にするのは制限解除でできますけれども、これから壊すものを残したまま開発行為の検査済とその公告をすると私には思えないんですけど、その見解って何かありますか。今の清掃管理施設がなくならなければ、開発行為の検査済、公告というものはできないと。それは建築制限解除とは全く別の意味で、開発行為が完成しないですから、それがあれば。新築の部分の建築とは別に既存建物が残ったまま、開発行為の検査済、公告というのはあ

りえるのかどうかですよ。だから私はそれはありえないと思っています。理論的にありえないですよ、それは。要するにそうなる開発行為がかかるというふうになれば、清掃関連施設がなくなると開発行為が終わらない。制限解除ができなければ、そこから建築工事ということでスケジュール的に致命的な違いが出てくるというように私は感じておまして。そういう意味でも開発行為を避けるという選択をされたのは私は賢明な選択だというふうに考えておりますが、何か追加してご意見があればお願いします。

◎五十嵐座長 営繕課長。

◎山崎建築営繕課長 斎藤議員おっしゃられること、まさにそのとおりだと思います。私も実際には東京都さんにアドバイスをいただくときに、何かやる方法ございませんかっていうことをアドバイスいただきました。その際に、まず福祉会館先行オープンさせるのであれば、福祉会館のところを第1工区、庁舎のところを第2工区、駐車場のところ第3工区という形で都度開発の制限解除をしていくという形が取れますよ、ただ制限解除をするにあたっては条件をきちんとクリアしていかないと、その部分は一つずつ解除ができませんよということはいわれました。

◎五十嵐座長 他にございませんか。清水さん。

◎清水議員 最初に資料の説明の点についてお聞きしたいなと思っています。まず1つ、資料1の他自治体庁舎の浸水対策状況についてなんですけれども、A市からH市までいろいろ例示をしていただきました。これよく見ると、前提にあるのはそのAからH市までがどういう地理的条件に庁舎が建っているかということが前提になるんじゃないかなと思うんですけれども、ここにはそう書いていないので、これを読んだ質問になるんですけれども、AからG市、H市以外に限って言えば浸水対策がしっかりとられているということで、なおかつ庁舎部分の浸水対策はすごくばっちり取られているんじゃないかなというふうに読んで取れました。例えば、庁舎部分の嵩上げだとか、災害対策本部を上の階にするだとか、そういったものですね。H市については庁舎部分だけか。AからH市は全部庁舎部分の浸水対策がメインになっているということで、ここで伺いたいんですけれども、小金井市の今の計画にとってみても、庁舎部分の浸水対策っていうのは取られているというふうに受け止めているんですけれども、あえてAからH市の事例を踏まえて、小金井市が浸水対策が劣っている点とかですかね、ここが足りないんじゃないかということがあれば、伺いたいと思います。ざっくりAからH市までの大体網羅してますよっていうのであれば、そのことを伺いたいなと思います。要は何が言いたいかというと、しっかり他の自治体さんも浸水対策、内水氾濫なのか河川氾濫なのか分からない、この資料からだとかんないですけれども、しっかりと浸水対策が取れているのかどうかということをお伺いしたいと思います。ここから見ると、建物部分の敷地内にまで浸水対策を取っているところっていうのは、この資料から見ると見受けられないんですけれども、その辺も踏まえて伺いたいなと思います。

あと私席外して説明を聞けなかったんですけれども、風水害における駐車場の利用ということで、駐車場を利用するときの3日前から当日が今想定する駐車場利用だと思うんですけれども、この計画どおりいけば、水は浸水してしまうかもしれない状況がある中でそういった状況のときには、このタイムライン別の動きっていうのは、どのように想定を変更するのか、駐車場が使えないってなった場合にどこをどう利用してこの風水害の対応っていうのを崩さないのかということをお伺いしたいと思います。

あと、内水氾濫について下水道の勉強会どうもありがとうございました。これをきっかけに下水道について中心の話でしたので、別に言葉が乱暴に言えば、敷地内が浸水しようが浸水しまいが雨が降ったときの下水道管の状況は変わらないということだと思います。一部の人は敷地内も全部盛土して緑中央通りも高くした方がいいんじゃないかって言っている方もいますけれども、そうした場合には前も言ってますけど、確実に緑中央通り側、中町の南側はじめ線路沿いのパン屋さんとかがある通りに水が流れ込んでしまうということは想定し得るかなと思うんですけれども、そうであったとしても下水道管の状況っていうものは配管の造管とかしない限りは変わらないと思うんですけれども、その辺のご見解をお伺いしたいと思います。

◎五十嵐座長 担当課長。

◎前島庁舎建設等担当課長 まず資料1についてご質問いただきました。私どもといたしましては、設計変更の予算を提出したときもご説明していると思いますけれども、繰り返しになってしまいますが、まず1つは官庁施設の基本的性能基準において、そこで定められているものとしては、庁舎建設予定地につきましては、発生頻度の低い水害というふうに定義はされております。施設の基本的性能として、水害発生時に災害応急対策活動のために機能の維持が必要な室等は、発生頻度の低い水害に対して人命の安全の確保が図られており、かつ災害応急対策活動を円滑に行ううえで支障となる浸水の防止が図られていることが基準となっております。また、対象とする室等が想定される水位より高い位置にある階に配置されている、また機能の確保を維持することが必要となる電力、通信、情報、給水排水等の機能が浸水により損なわれることがないように、接続する配線、配管等を含めて措置が講じられているなどが挙げられております。しかしながら、敷地のレベル自体については言及されていないところでございます。したがって、私どもといたしましては、そちらの対策例、様々例示させていただきましたけれども、こういったものですか、国土交通省でとりまとめている防災拠点となる建築物に係る機能継続ガイドラインの付録にございます建築物の機能継続に係る事例集なども参考にしながら、検討を進めてまいりました。私どもといたしましては、まずは庁舎の建物を守るというところで1階のフロアについて嵩上げさせていただきました。そのうえで、機能確保が図れるよう、駐車場の一部分は浸水しないように配慮して、あとはやはりコストとスケジュール、こういったものも鑑みながら対策をしてきたところでございますので、私どもといたしましては何か足りないという思いは決してあるわけではございません。

また、今回お出しさせていただいたこの浸水対策の状況、他市の部分ですけれども、A市を除きまして、例えば高潮ですとか洪水ですとか、あと浸水想定がほとんどであって、浸水想定というのが水防法で指定された河川の氾濫によるものになりますので、内水氾濫によるものとして対策を取ったというふうな記述があるものについては見つけられていないということが現状ですので、そのように申し添えたいと思います。

◎五十嵐座長 地域安全課長。

◎宮奈地域安全課長 風水害時の対応、駐車場の利用の関係でございます。主に自衛隊の配備の関係になると考えられるところでございます。状況に応じるところにもよりますけれども、万が一風水害で自衛隊ですとか、救急消防の援助隊等が活動しなければならないような状況になった場合には、地震による災害時

の対応に準拠しまして、小中学校の校庭ですとか上水公園グラウンドを軸に、状況に応じながら適切な場所に配置していくというところで想定してございます。

◎五十嵐座長 はい、下水道課長。

◎礪端下水道課長 清水議員の3点目、下水道の増径等の対応についてでございます。先ほどご説明しましたとおり、下水道管につきましては、本市は時間50mm降雨対応で整理しているところでございます。他の自治体、流域下水道につきましても、原則は時間50mmで整備をしているところでございます。仮にサイズを上げる対応をした場合、例えば小金井市の下流域の自治体であるとか、あと処理場であるとか、そういったところの浸水のリスクというのがございますので、原則は50mmで対応というところでさせていただいているところでございます。ただ、これもご説明しましたが、雨水対策というところで50mmプラスアルファで浸透施設であるとか、そういったところで対応しているというところでございます。

◎五十嵐座長 清水さん。

◎清水議員 ありがとうございます。浸水対策状況についてはご説明ありがとうございます。端的に言えば、このAからH市も小金井市もそういった国交省のガイドラインとかに則って作っているということが、今日初めて分かったことじゃなくて前々から言っていることが改めてここで発言されたことなんじゃないかなということは、この場でも申し上げておきたいと思っておりますので、そこは一つ安心材料だなと思っております。

最後に一つお聞きしたいんですけども、さっき冒頭申し上げたこのAからH市がその地理的状况によって対策っていうのも変わってくると思うんですけども、AからH市がすべて小金井市のように、水害、いわゆる河川水害以外には影響がないところなのか、それとも多摩川とかそういうところに接しているところの河川敷に庁舎を建てる場合があったりする場合に、そこが含まれているのかどうか、要は条件が一緒なのかどうかってことをお伺いしたいと思います。

あと風水害の駐車場利用についてもありがとうございます。至極当然な答弁だったなと思ってまして。水がたまりそうであれば、たまらなそうなところにあらかじめ車を移動させておけば、何ら問題ないということがここで分かったということはお伝えしておきたいと思っておりますので、これは質問をいたしません。

内水氾濫についても、小金井だけで下水道のできるわけじゃないんですけども、やったってその水がどっかに行くわけですから、それは一律な条件下においてやらなきゃいけないし、もっと言えば、庁舎内が浸水しようがしまいが、下水道に対する負担というものが変わらないということが、この勉強会で改めて分かりました。となると、この計画に盛り込まれている浸水対策が要は十分か不十分かとなると、明らかなんじゃないかなということはお伝えしておきたいと思っておりますので、1問目だけお伺いします。

◎五十嵐座長 担当課長。

◎前島庁舎建設等担当課長 A市を除きまして河川、津波、高潮こういったものの対策となっております。

◎五十嵐座長 他に。水上さん。

◎水上議員 まず内水氾濫についてお尋ねしたいんですけど、庁舎建設予定地は合流式という説明だったので、内水氾濫が起こった場合は、汚水と雨水の混じったものが内水氾濫として氾濫するっていう理解でいいのかどうか、この点確認しておきたいことが1つと、もう1つ、11ページのところの内水氾濫のところ

で道路（緑中央通り）から庁舎建設予定地の雨水流入の可能性ということで、どれだけ嵩上げするのかっていうことと、道路の地盤高の状況で違いますってことだったんですが、開発行為で嵩上げた場合と、現行の庁舎建設の浸水対策、これによってどういう状況になるのか、地盤高の関係でどうなるか分かりませんってことなんですけど、この点現時点ではどういうふうになってるんでしょうか。前回確か地盤高の問題も一定議論になったと思うので、その辺状況が分かったら、現状の庁舎建設の内容と開発行為で嵩上げた場合にどうなっていくのかっていうところについて伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

「風水害における駐車場の利用について」という資料なんですけど、この中で自主避難所の準備とか運営とかが形になってますよね。これは駐車場も自主避難所みたいな形で活用されるっていうような理解でいいのかな。これどういう想定で、例えば当日になると、自主避難所の運営、避難所の運営という形になってますけど、この辺についてどういう考えでこういうふうに書かれているのか、伺いたいということとであります。

あと、先ほど議論があった都市計画法 29 条の開発行為と 37 条の制限解除の問題なんです。これについては一定議論もあったところなんですけれども、私たちも非公式な形なんですけど、東京都と一定協議をしてきた経過があって、以前森戸議員も発言していたことがあると思うんですけれども、例えば計画敷地内に清掃関連施設が残っている状態であっても、除却されることが確約されていれば、開発行為の申請が受理され、審査は実施されると考えてよいかどうかということについては、そのとおりであるっていう答えは東京都から一応もらってはいるんですね、非公式な形なんですけど。そして敷地内に除却されることが確約されている清掃関連施設が存在している状態で建築確認申請を提出する場合、除却された後の状態で基準法の確認を行うと考えてよいかということについては、そうですっていう答えを一応いただいて、非公式な形でやってるものですから、東京都の一応見解として、いただいているところなんです。だからこの 29 条と 37 条の関係っていうのは、以前も確か東京都の関係で一定調整すべきだって話しもあったと思うんですけれども、今の時点でこうだっていう結論が出せるわけではなくて、ある程度東京都と調整したり、協議したりする必要がある部分ではないかなというふうに、私は受け止めているんですけれども、その点どういうふうに考えているのか確認したいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎五十嵐座長 斎藤さん。

◎斎藤議員 1 点目の雨水と汚水の分流合流の件で、当該敷地は合流ということなんですけれども、先ほど私確認したとおり、マンホールが一番高いところ、北側からの流入イコール北側からの流入の汚水というものは入ってこない下水の施設になっているということで、加えて言えば、新しく建てる庁舎から出す汚水が対象にならないというふうに思うんですが、庁舎には 7 日間貯留をできる汚水槽があるのですから、そのポンプを止めれば、汚水というのは出ていかない、下水管に汚水が存在しないということで、仮に内水氾濫があったとしても、汚水が溢れ出るということでは全くないということですのでよろしいかお答えください。

それから何点目かの開発行為なんですけれども、清掃施設が除却することが確定していれば、受付審査はするという主質問者の方の争点なんですけど、それはそうじゃなくて、その後の工事が終わった後の検査済、公告ということがなければ、次の手続に入ることができない。そこから建築するにしろ、そこからオープンするにしろ、新たなステージに行くことができないということで、受付を先にするとか審査をする

ということではなくて、検査済証が交付されるのか、また公告をできるのかできないのかというのが問題点であるということで、その辺明確にさせていただければと思います。

◎五十嵐座長 下水道課長。

◎磯端下水道課長 水上議員、関連の斎藤議員の内水氾濫のご質問についてお答えをいたします。まず水上議員の方から合流式の場合、汚水、雨水が出るのかということですが、合流式ですので、先ほどメカニズムでご説明したとおり、空気が押し出されてマンホールが外れた場合、汚水と雨水が流出することになります。ただ、先ほど斎藤議員からのご指摘もございましたが、庁舎に接する下水道管というのが起点、最上流部分というところがございます。最上流部分は雨水を排出いたします。汚水の方が、地下駐車場の入口の南辺りで汚水を排出するで、その下に3か所目で雨水がありまして、マンホールがあるんですけども、ただなかなかその最上流からだいたい30mぐらいなんですけども、そこから内水氾濫という形でそこが吹き出すかどうかというのは、さらに下流域で例えば溢れ出すとかそういった可能性は高いのではないかなというふうに考えております。あとそういったところで言うと、庁舎から出る汚水につきましては、先ほどの汚水貯留がありますので、搬出の遮断等の措置が必要であるというふうには考えております。

◎五十嵐座長 地域安全課長。

◎宮奈地域安全課長 続きまして2点目の自主避難所の準備の関係でございます。こちらにつきましては開設場所につきましては、公立の小中学校、それから東町の友愛会館、それから三楽集会所、こちらの中から災害状況に応じまして決定するような形でございます。特段庁舎の敷地内において避難所を開設することは想定していないところでございます。

◎五十嵐座長 建築営繕課長。

◎山崎建築営繕課長 敷地の高低差の関係を説明させていただきます。前回も森戸議員から質問があったかと思えます。いろいろと調べてみました。現状の地盤は率直に申しますと、隣地よりも低くなっております。ただ現状は建物もございまして、アスファルトも敷いてありますので、すべてこれは取っ払いまして、先ほどまちづくり推進課長からも説明ございましたとおり、開発をかけるかけない、ここの論点にもなるんですけど、もし開発にかけないのであれば、99cmまでは土を入れることができます。99cm入れてしまえば解消できる部分もあるんですけども、やはりそれ以上に既存がでこぼこしているような土地になっておりますので、1m以上土を入れないと浸水して要するに水がたまってしまうというところは必ず出てきてしまいます。今回、例えば敷地全体を想定としてイメージしたときに敷地全体を浸水全くさせないという形を取るのであれば、当然開発かけるかけないっていうところも出てくるんですけども、東京都さんの方で出されている、浸水の検索サービスこちらの方で見ると、10mメッシュで浸水のデータがアップされているんですけども、ちょうどリサイクル作業所の前面辺りのアスファルトの舗装付近、そこが、tp値これは東京湾の平均海面のことを言うんですけども、その数値が66.11、1m浸水しますと。その部分が色が変わっている部分がございます。そこを基準として66.11+1mっていうところで、67.11これを±0と想定した場合に、敷地を全部その高さに合わせてやると、少なくとも東側の方は高低差が大きいんですけども、北側あと西側、南側、これを見ると、敷地を全体的に50cmぐらい上がってしまいます。

そうすると、隣地のところで50cmぐらい上がってしまうということは、少なくとも何か土を止めるための擁壁を作らなければいけないという形になってきます。ただ方法としては、すりつけをするという方法もごございますので、必ずしも一律67.11の高さで全部を揃えてしまうということもしなくても、他の方策もあるということはあるかと思っております。今回はあくまでも開発をかけない中でやっておりますので、99cmこの範囲内の中で開発にかからない高さですべて水勾配なんかを考えて、柵できちっと水が落とし込めるようにやっておりますので、どうしても水がたまってしまうというところが出てきてしまうかと思えます。ただその大前提としては、先ほど下水道課長からございましたように、下水道管が機能しない、これが一番のポイントになってきますので、下水道管が機能しなければ一時的に水はけ切れなくて低いところで水たまりができる、少し池みみたいな形になってしまうということは想定されると思いません。

◎五十嵐座長 水上さん。

◎水上議員 内水氾濫については、雨水と汚水の混合については合流式で一般的にはそういうことになるってことなんですけど、庁舎建設予定地はさっき議論があったとおり、起点になってるってことと、要するに庁舎内で発生した汚水については遮断する仕組みをとらないといけないって話だったと思うので。だから内水氾濫で、例えば汚水と雨水が混じるっていう可能性でいうと、庁舎内で発生している汚水が場合によっては流れ出す可能性もあるっていうようなことだったと思うんですね。それでさっき聞いたのは、緑中央通りからの雨水の流入というところについては、地盤面の高さや道路の高さの関係でどうなるかっていう話だったと思うんですね。地盤高状況との話だったんですが、現行の庁舎建設の計画で言うと、緑中央通りからの雨水の流入っていうのが、その辺りどうなのかっていう質問についてお答えがなかったみたいなので、その点どういうふうに考えたらいいか、改めて確認しておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

あと「風水害における駐車場の利用について」、これ分かりました。そういうことだろうと思ってるんですけど、自主避難所の準備とか書いてあるものですから改めて確認させていただいたということです。

あと開発行為に関しては、私たちも一定東京都とやり取りした経過があって、さっき紹介させてもらいましたが、これは僕も専門家ではないし、東京都が責任ある人がいるわけでもないのにこの場に、ここでどうかって話しになかなかならないと思うんですけど、東京都と一定協議するっていう可能性がある事案であるということについては、そういう点は述べておきたいと思えます。ここで東京都の確認がどうなるかって話しをしても、一定結論は出ないと思えますので。そういうことで、東京都と協議調整が必要な事項だということではないかということについて、意見として申し上げておきたいと思えますので。ということで、内水氾濫についての地盤面のことについて、いかがでしょうか。

◎五十嵐座長 斎藤さん。

◎斎藤議員 水上さん、どうしても汚水と雨水が混ざって、敷地内に氾濫するということにしたいようなんですけど、これだけ違うっていうふうに私も言ってるし、下水道課も言ってるわけですよ。可能性は0ではないというのがありますけれども、庁舎の汚水っていうのは地下の免震層、地下駐車場の下に汚水槽っていうのがあって、そこからポンプで地表近くまで持ってって、最終柵から下水道本管にポンプで上げ

てるわけですよ。そのポンプを切るだけなんです。当然その逆止め弁というのがありますから、ポンプを切るだけだから。出さなくするというので、逆流を防止するんじゃなくて、出さなくするということですね。今までポンプで出してるやつを出さなくするということによって、汚水があふれかえることはないということなんです。それ明確に答えていただきたいということと、それともう一件、開発の関係で言えば、ここに東京都の人間がいないから、結論出ないということであれば、原則的にどうなのかということで判断するしかないわけですよ、それを言うのであれば。既存の建物が建っている状態で開発の検査を受けて検査済が出て、それから公告をするなんてことはありえないということは明確に言いたし、もし言えることであれば明確におっしゃってください。

◎五十嵐座長 営繕課長。

◎山崎建築営繕課長 緑中央通りとの高さです。緑中央通りは都市計画道路で整備をしまして、道路管理課から図面を見させていただきました。道路自体は基本的にセンターラインのところが一番高く、断面を切ると蒲鉾型になってます。車道の両サイドにはL型の街渠というものがございまして、その外側には歩道がございまして。基本的には歩道は車道に向かって水勾配がついております。要するに隣地に流すということはずりありません。車道は先ほども言ったように蒲鉾型ですので、例えば大雨が降った場合はL型の街渠のところに車道側も歩道側も水が流れていくという、そういうような状況になっております。なおかつ、高架側から連雀通り、第一小学校側とかあるあちら側の勾配なんですけれども、高架側から南に向かって道路は勾配がついております。ですから、もし仮に雨が降った場合には南側に流れていくようなそのような勾配がついております。本当に水がそこに滞留をしない限りは、なかなか敷地内の方まで流入してくるっていうことは、現時点では考えづらいのかなとは思っております。ただ、大雨っていうのはやはり予測ができないので完璧というものはないと考えております。それと現状の敷地内と道路の関係なんですけれども、先ほども申しましたように、現設計では外に水を流さない、また外からの水も敷地内に入れないために、緑中央通り側には道路と敷地の境界部分にU字型の側溝をずっと引き詰めてあります。そこに水が落とし込めるようにはなっております。ただ、これも先ほどから申しているとおり、下水道管が機能しないと、いくらそこで水を受けたとしても、流す所がなくなってしまうと、そこから水が溜まって溢れてしまうということも当然想定されるところでございます。

それとすみません、先ほどお答えできなかったんですけど、37条の関係です。基本的には制限解除っていうのは特殊なことであって、通常の開発をかけるのであればきちっと開発の許可を取って検査をして公告をされて、それから建物を建てる、これが原則論になるかと思えます。37条をどうしても使わなければいけないというところであれば、当然緩和の規定のどれに当たるかっていうものを東京都さんとすり合わせをして、きちんとそれがそのようになっているのか、理論付けられるのか、これのところを許可権者である東京都さんが納得していただけないと、こちらからこれで許可を取らせてください、これはまずないと思えます。ですから、37条は特殊な例と思っていただいてよいかと思えます。通常はきちっと開発が終わってから建物を建てるというところが原則論となってくると思えます。もし37条を使うということであれば、当然図面なんかも示しながら東京都さんと打合せをして、これでいけますよっていうことになればいいんですけど、逆にこれではいけませんと言われる可能性も当然出てきますので、そうすると

そこに費やす時間、労力っていうのもかなりのものになってきますので、どう判断するか、事前にこれで行けそうかなっていう何かを持たないと、これを出すのは非常に難しいのではないかと。当然工期に影響が出てきますので、そのようにご理解していただければと思っております。

◎五十嵐座長 水上さん。

◎水上議員 内水氾濫について恣意的に何か汚水と雨水が混ざるっていうことを証明しようと思って質疑しているわけではなくて、事実どうなのかっていう確認をしてるわけですから。斎藤さん、おっしゃることも当然そういうことで遮断される、ポンプを止めればいいんだと。だから、基本的に庁舎建設予定地には、汚水と雨水混ざらないというようなことなんでしょうけど。ただ、可能性としてはどうなるかわからないっていう部分もあるということだと思います。そういう形で質疑してますので、なんか恣意的に何か自分たちの考えを押し付けようという形で言ってるわけではないということをご理解いただきたいと思えます。

あと 37 条の関係、原則的な話しはそうなんですけど、ただ僕らも一定東京都とのやり取りとの関係があって、簡単にさっき紹介したんですが、だからやっぱり東京都のすり合わせ、調整協議っていうのはある程度、原則があるとしても、可能性としては、私は十分にあり得るということではないかなというふうに考えているので、原則がこれだからこれじゃなきゃいけないということにはならないということは意見として申し上げておきたいと思えます。

◎五十嵐座長 はい、渡辺さん。

◎渡辺大三議員 今日いろいろな資料提出していただいてありがとうございます。開発許可制度のあらましという資料をいただいて、この中で土地の区画形質の変更ということで形の変更ということで、切土または盛土が 1m を超える場合ということで記載があって、このことが今回のケースで今議論になっているところなんですけれども、この間控室にお見えになったときに、若干頭の体操で話しをしたのは、今現在っていうか、これまでの議論の想定っていうのは、庁舎建設予定地の中で 1m を超えるような盛土をしないと浸水するということに関しては、例のハザードマップその他いろいろ見ていくと、さっきご説明ありましたよね、今のリサイクル事業所の南側のアスファルトで舗装されているところのごく一部が 1m を超える紫色になってましたっけ、ごく一部なんですよね。逆に言うと、今の設計だとそこが駐車場になっている想定ですよ。だからそこが浸水しないようにするとすると、1m を超える盛土みたいなことになってくるので、そうすると開発行為の方に該当してしまうから、それを避けたいということで、今の設計が成り立ってるわけですよ。この間話したのは、例えば一番紫色のところなんてごく一部ですから、1m を超えるのは、そこの上のところに建物が載ると、構造物が載ると、その場合にはどうなるのかということをちょっと質問させていただいたら、上に建物が載る場合に関しては、そこの上は切り離されるという関係なくなるということだったので、となると、素人考えだからね、例えばその一番紫になっているところの上に庁舎の建物が載ってしまえば、1m を超えるような盛土やらなくてもいいわけですよ、1m の盛土が必要ごく一部なんですから、というような話しをこないだ、控室で頭の体操でずっとやってたんだけど、一応表でも聞いておこうと思ったんだけど、その紫の所って本当ごく一部じゃないですか、今のリサイクル事業所の南側の、そこの上のところに庁舎の建物が載るということを想定すれば、

あとのところはもう 1m 未満なので、盛土が必要だといってもね、例えば 99cm だから、そういうことであれば、このいわゆる開発行爲の方の話し、開発許可制度の方のこの流れの方の話しには、進んでいかないと、こういう理解になるのかしらね。その辺りのことに関しては、専門的な見地からどういうことが言えるのか、この間上に建物が載るんだったら関係ないって話しだったよね。そこら辺の話し、ちゃんと説明していただけないでしょうか。

◎五十嵐座長 斎藤さん。

◎斎藤議員 開発をかけた方がいいか、かけると困るかというのはなぜかということ、清掃関連施設が残ったまま工事ができないということで、そこがネックになっているわけですね。そうすると、今渡辺さんがおっしゃった形で建物を建てるということになると、清掃関連施設自体を撤去しなきゃいけないということで、小金井市議会では清掃関連施設の移動に関しては、ほぼ全会一致で、これは反対をしているわけですから、それを前提に何か物事を考えるっていうのはあまりよろしくないなというふうに思っております、それを踏まえたくらうえでご答弁いただきたい。

◎五十嵐座長 渡辺さん。

◎渡辺大三議員 私が今言ったのはそういうふうにしたらいかがですかということまで言ってるんじゃないくて、この間控室でいろいろ議論していた中で、頭の体操の結果、そういうことだということがお話しがあったので、イコールそうだというふうに結論付けるんじゃないくて、どういう可能性があるのか、つまり開発許可制度の方に乗っからなくてもいいやり方が何かあるのかどうかということですね。あと実質的にそれで浸水対策がきちんとできると、敷地のほとんどについてと、その可能性論の模索ということなので、そうするしないとかではなくて、事実どうなのかということについてだけ確認させていただいているということなので、趣旨はそういうことなんでよろしくお願いします。

◎五十嵐座長 営繕課長。

◎山崎建築営繕課長 1 箇所だけ浸水 1m というマークのところは確かにございます。そこをつぶすためにその上に建物を建ててしまえばいいっていうのも当然理にかなっていると思います。ただもう少し細かい設計の発注図面の中にあるんですけど、敷地の測量図がございまして。これを見てみると、今リサイクル作業所の南側のアスファルトになっている部分、ここも全体的に低くなっています。一番深いところで 1m を超えるようなところがあるんですけども、1m に近いような数値のところもかなりあり、1m 以上超えているところもやっぱりあります。それと JR さんとの境界側の部分なんですけれども、今既存でリサイクル作業所の北側の所に古い万年塀がずっと建っています。多分目視で分かると思うんですけども、あの部分ってかなり谷のような状態でかなり低くなっている部分がございまして。その部分も 1m を超えているような状況になっております。ですから、必ずしも建物を建ててしまえば、当然部分的には解消されるんですけど、1m に近い部分もしくは気持ち 1m を超えている部分そういうのも所々にあるので、本当に浸水、水たまりを作らないようにするというのであれば、開発をかけるということになってくるんじゃないかなと思っております。それが条件としてできない中でやるのであれば、やはりどうしても水たまりができてしまうんじゃないかなと思っております。それとリサイクル作業所、これがあることが開発をかけるうえでのネックになっているということはまさにそのとおりです。これがなければ、開発普通にかけて浸水対策これも

改善できる可能性も当然あります。ただ、リサイクル作業所とごみ処理施設関係これも暫定移設はしないという条件のもとでやってきておりますので、今の時点でそれが残っているうえでは37条に頼るような形になってしまうかもしれませんが、必ずしも37条でやれるのかっていうのは、現時点では許可権者である東京都さんと打合せをしたうえで、場合によっては対応できないかもしれませんので、この部分はまだこれでいけるっていう確信は何も持てません。ですから、もし開発をかけてやるのであれば、リサイクル作業所のところが解体してなくなったところでやるべきなのか、それともなくなる前である程度浸水といっても、建物自体も全部浸水してしまうわけではございませんので、その辺をどう考えて今回のやつをやるか、それを考えるべきではないかなと思っております。

◎渡辺大三議員 事務的に確認させていただいたわけなんです。だから一つのその部分のことだけで言えば、一つのいい方法なんです。いろんなところもあるという現実論もあるので、そこまで見るかっていうのはあるんですけども、だからリサイクルセンターとか清掃関連施設が残存していることについては課長からご発言があったとおりなので、それがあることによって、いろんなものが難しくなっているということが、今の答弁からも如実に分かるわけですね。そうすると、清掃関連施設の除去を完全に除却をするということをもって、きちんとそういった今いろいろ難しくなっている条件をクリアしていくという選択肢は、一つの選択肢としては今の答弁などからも合理性が伺えるだろうと思っていて、もう一回繰り返し言いますが、市長から大胆な設計と建設時期の見直しについてという見直しも含めてご議論いただきたいということでご発言をいただいておりますので、その趣旨から言うと、今の設計で物事を難しくしている最大の要因が清掃関連施設の残存であるとするならば、既に議会もこの間決議を上げてきているように、基礎的と条件の見直しなどというのも当の昔決議しています。こういうものに関してもきちんと選択肢として俎上に乗せて合理性を追求していくべきではないかなと。今の話しも頭の片隅に置いてもらいたいんですよ。上に建物を載せてしまえば一番深い色になっているところが消えるんですよ。その部分の対策はね。そういうことも、少し研究してみる必要があるんじゃないかなということは申し上げて終わりたいと思います。

◎五十嵐座長 斎藤さん。

◎斎藤議員 今渡辺さんの最後の言葉なんです。建物を建ててしまえばその紫色ですか、それが消えてしまうんだというふうに断定しましたが、部局の答弁はそれでも消えないんだっていうのが先ほどの答弁なんです。その辺は確認しておきたい。別に答弁ありません。そういう答弁だったということを発言しておきます。

◎五十嵐座長 他に。古畑さん。

◎古畑議員 2点お願いします。1点目は氾濫についてなんですけど、おさらいをしたいと思います。私の言っていることが正しいか否か、部局から発言を求めたいということと、あと下水道の施設について伺いたいと思います。

下水道課さんからいただいた7ページの内水氾濫というところで、3つイメージ図が出てますけれど、一番左側の氾濫型の内水氾濫というのは、今まさに新庁舎複合施設の問題になっているところかなというふうに思っています。前の質疑にもありましたとおり、資料1「他自治体庁舎の浸水対策状況について」

も、河川の氾濫ですとか、津波高潮対策がすべてであって、私も浸水対策については意見させていただいたので、私も調べたんですけども、内水氾濫でも排水能力が追い付かず、発生する浸水に対しての庁舎施設関係の浸水対策っていうのはちょっと見つけられませんでした。そういう意味では資料1と似たような結論を私も持っています。真ん中の湛水型の内水氾濫というのは、皆さんの記憶に新しいかもしれないんですけど武蔵小杉ですね、私たちの一方のムサコですね、あそこでタワーマンションが電源喪失があって、あろうことか1階の浸水するところに電源施設があって、それがおこっちゃってエレベータですとか上下水のポンプアップができずに非常に混乱をきたすっていうことがありましたけど、これはまさに多摩川と支流の河川がいっぱいになってしまって、行き場のない水が雨水汚水が氾濫させてしまったというのが真ん中の事例だと思います。右側の外水氾濫というのは、最近では鬼怒川の河川氾濫ですとか、昔から日本の地形では起こりやすい外水氾濫というものがあります。もう一つは津波高潮対策、これは東日本大震災以降、国なり民間レベルをあげて、石油コンビナート施設の高潮対策津波対策について擁壁をはったりしていることが、対策として、プラス高潮津波を入れれば4つのイメージがあるかなと思います。もう1つは、氾濫をする水の威力っていうんですかね、そういう被害度っていうことに関しては、高潮津波というのが高潮はまた違いますけれども、津波というのは非常に水圧パワーを持って非常に甚大な被害が起こり得ることは、これは想像に難くないところですね。次にまた外水氾濫も非常にいろんな樹木ですとか家屋倒壊のものをすべて含んで一気に押し寄せてくるとものと思います。2つ目の内水氾濫は、先ほど武蔵小杉のタワーマンションのイメージだと思います。この内水型の内水氾濫というのは、私たちの今課題でありますけれども、非常にレアケースというか、今回東京都から示された浸水のハザードマップによるあれでは、一番起こりうる可能性としては時間153mmという今まで考えられないものを想定して、今我々がいろいろ意見を交わしているところだというふうに思っています。現状では時間50なり65なりのキャパシティは下水道施設として持っているという報告がございました。この件に関して私が今まで言っていることが合ってるかどうかということが1つ目の質問でございます。

もう1つは下水道施設なんですけれども、ご存知のとおり小金井市内では下水道の仕組という2ページ目ですか、合流式がほとんどで分流式がわずかである。関野町の一部が柳瀬川の方に流れているのと、あと南側が一部分流式になっていると記憶します。仮の話なんですけど、緑中央通りに様々な庁舎の建設もありますし、いろんな内水氾濫の対策という意味で、分流式の下水道の施設構築ということがありえるか。これ当然、単費では非常に莫大な資金、財政が必要になりますので、例えば国なり都なりに、いろいろ補助の制度というんですが、そういうものを仰いで将来庁舎建設に伴う課題ですとか、様々な内水氾濫の対策ということで、分流式下水道がいろんな国都なりの補助によって構築できる可能性があるのかとかというのを答弁いただきたいと思います。

◎五十嵐座長 今答弁頂きますけど、できるだけこの中の発言は庁舎のところに関連した質問をしていただけるとありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。下水道課長。

◎磯端下水道課長 古畑議員から2点大きくいただいております。まず1点目でございますけれども、議員の方から内水氾濫について、3類型について具体的な事例を交えてご紹介していただきました。ご説明の内容についてはそのとおりであるというふうに認識をしております。

続きまして2点目で、緑中央通りの庁舎建設地部分につきまして、現状合流式であるけれども、分流式の方に変更することは可能かというご質問でございますけれども、こちら野川処理区の方でございます。それぞれ下水道の事業計画というのを定めておりまして、例えばこのエリアは合流式、分流式ということで計画で定めておりますので、基本的にそれを変えるということは可能性としては0に近いのかなというところでございます。また、今合流式で入っているものを分流式に変えるとすると一度全部埋設しているものを取り出して、汚水管と雨水管をもう一度付け替えるということで、莫大なコストがかかってまいりますので、可能性としてはないのかなというふうに考えております。

◎五十嵐座長 古畑さん。

◎古畑議員 ちょっと趣旨と違う質問をして申し訳ありません。そうしますと、なかなか分流式の構築が難しいということであれば、それを考えない形での浸水対策というのを今後進めていくべきだというふうに理解しましたので。これは意見です。

◎五十嵐座長 他にございますか。それでは、ちょっと時間も過ぎてますので、下水道並びに開発に関する質疑はいったんここで終わりたいと思います。続けて資料5から9までの説明を先にお願いたします。担当課長。

◎前島庁舎建設等担当課長 次第2の資料5以降についてご説明いたします。

資料5は「想定する設計パターンの比較について」でございます。第2回で提出しました資料3「想定する設計毎のメリット・デメリット等」について様々ご意見・ご指摘をいただきましたので、修正のうえ改めて提出するものであります。メリット・デメリットではなく、特徴について項目ごとに比較できるよう、並べたものとなっております。ご意見があった議員の皆様と調整させていただきながら、作成いたしました。詳細は資料をご覧くださいと思います。

資料6「庁舎等複合施設的设计段階における新庁舎部分待合エリアの席数」です。現在の庁舎は第二庁舎1階以外の階には各課の前に待合エリアとしてのスペースはなく、廊下の中に椅子を置き待合として運用しております。そちらの数をカウントさせていただきましたので、待合の数はなかなか少ないのかなと思っております。ちなみに、新庁舎建設にあたり、待合エリアとしての空間を窓口カウンターから廊下を挟んだ反対側に整備し椅子を配置することで、来庁者が落ち着いて待てる場所の提供を行うことを今現在しております。なお、執務環境調査での指摘としては、窓口カウンターと待合席や壁面などの幅が狭過ぎて、車椅子の方への配慮が十分でないことが第二庁舎の中で指摘されております。また窓口は、待合席から近く相談内容が漏れてしまうおそれや、他の市民からの視線を感じる等の問題がありプライバシーに配慮されていないものが見受けられるという指摘もございました。執務環境調査の市民アンケートでは、窓口への要望として、「快適な待合スペースやキッズスペースを確保する」との回答が全体の約15%ありました。このことを踏まえ、設計段階では、待合スペースの確保と配置について、「ゆとりのある待合スペースを確保し、窓口でのプライバシーと情報セキュリティの強化を図る。また、窓口カウンターに正対しない待合席を設置する」ということを方針案として作ってまいりました。

資料7は、ICTシステム導入費の内訳でございます。新庁舎に移転するときに想定するICT関連費用となっております。

資料 8 についてです。1 は庁用車等について新庁舎に置く予定の対象車両の現在の利用状況、2 は新庁舎の附置義務台数、3 は基本設計前の庁舎と昨年度の駐車台数のデータ、入出庫台数は減少しておりますが、明確な理由は分かっておりません。4 は繁忙期の過去に集計したデータと昨年度のデータを比較したものとなっております。市民用の駐車場についての必要台数はどのくらいかということで参考にしたデータとなります。時間ごとの定点でカウントしたデータがございませんので、平成 30 年度に駐車台数の見込みを試算したときと同様の方法で昨年度の入庫台数と平均駐車時間を仮設定しまして、試算したものとなっております。なお、令和 3 年度につきましては、9 月よりも 10 月の方が利用台数が多かったので、繁忙期として 10 月を試算として採用させていただきました。推測ですが、そのとき選挙が行われていたということがございます。

資料 9 は建設物価調査会が公表している建設物価建築費指数の直近の動向でございます。ご覧いただければと思います。

その他参考資料として配布させていただいたものは、1 つはオフィス家具製造、オフィス空間づくりを手掛けているメーカーからの DX に関わる提案でございます。ホームページでは資料請求するようなものとなっておりますので、この場での配布は参考配付とさせていただくことで、メーカーさんより了承させていただいたものとなっております。参考にさせていただければと思います。なお、本資料を使つての SNS 等での発信は控えていただきたくお願い申し上げます。

参考資料 2 は、1 週間前までにあった 2 件の意見提案シートでございます。

最後に、第 2 回に提出したスケジュールの関係の資料につきましては、設計を見直す場合のスケジュールについて調整が整いませんでしたので、引き続き提出ができるようになるかを含めて調整させていただきたく、今しばらく調整のお時間をいただきたいことから、本日は提出してございません。

◎五十嵐座長 続けて前段で整理いたしましたけど、水上さんの方から森戸さんが作られた資料の説明だけしていただいて、その後資料に対して何か質疑があったら受けようかなと思いますので、とりあえず説明だけお願いできますでしょうか。

◎水上議員 それでは森戸洋子議員提出資料ということで、3 点提出させていただいております。その資料について説明させていただきたいと思います。この資料については、日本共産党と情報公開がねい、元気！小金井の共同で作成したもので、森戸よう子議員が代表で資料を作成し、提出したということであり、専門家の意見を聞いて検討してきたものであるということを述べておきたいと思います。市がこの間、協議会に提案した設計変更のスケジュール表については極めて実態に合わないものであると考えています。市民意向の実現の意欲が感じられないと言わざるを得ません。この協議会は、市議会と一緒に比べてより良いものを作ろうというのが目的であります。今回よく分かったことはこうした資料を求めることはなじまなかったと考えております。今後、この協議会に独自の資料を提出し、市民意向の実現検討に役立てていきたいというふうを考えております。見直しの一助にしてもらえればと考えておりますので、よろしく申し上げます。

まず 1 番として工程表（たたき台）の前提条件について説明させていただきます。まず建設の前提条件であります。そもそも小金井市は 2020 年 2 月に基本設計のパブリックコメントをかけ、市民説明会を開

催してきましたが、寄せられた意見の反映がほとんどされなかったと考えています。私たちは市民が集めた1,117名の陳情書の他、多数の陳情書の内容を設計案にできる限り取り込むことが必要であるとの認識から全体スケジュール工程表案を検討してきました。新庁舎建設の要は市民の声の反映であります。これが残念ながら検討されず、実施設計に入ったことが問題だと考えています。設計の時計の針は2020年2月で止まっていると言わざるをえないと私たちは判断しています。

資料2の現行案と見直し案の比較表で説明いたします。設計に変更されるべき前提条件について説明します。パブリックコメントに寄せられた意見が多かったのが、広場の設置、新福祉会館も免震構造にすることなどであります。

見直し案の前提条件は主に6項目です。(1)新福祉会館、市役所庁舎両施設を免震にすること。障がい者団体から要望が出されてきたこともあり、議会でも議論をされてきました。高齢者、障がい者、子育て世代が利用する新福祉会館を免震にすることで安全性が高まりますし、広く市民は安心感を得ることができます。将来にわたり大切な建物品質であり、市民財産となるものであります。また、福祉会館と市役所との間に免震階がなくなり、その分面積約550㎡を縮減できます。

(2)として敷地全体の浸水対策を行うことであります。東京都から示された浸水予想区域図を守らずに行政が市役所庁舎を建設するのであれば、守らなくてもよいという根拠を示す必要があります。きっと大丈夫だろうなどの憶測ですまそうとする現行案方針は科学的根拠がなく、市民に説明がつかないと考えています。後々大きな問題になる可能性を秘めていると言わざるをえません。

(3)北側に駐車場、南側に3,000㎡の広場を設置することであります。現行の案は北側の広場と駐車場が混在しており、人と車両の接触など安全面で不安があります。南側に広場を作ることで、子どもたちも安心して遊ぶことができます。また、防災の拠点との考えでは何らかの理由で北側の広場が使えなくなった場合、南側の広場を活用することができます。その逆の場合も対応できるので、現行案に対して発災時の対応が柔軟に対応できるのではないかと考えています。さらに建設時には建設建物周囲に10m以上の空地があることから、工事車両が敷地内を回れることから効率的な工事動線と安全規格等の運営が可能となり、施工性の向上が図られるというふうに考えております。

(4)建物をL字型からI字型に変更することであります。現行案は福祉会館と新庁舎との間に空間を作り、免震構造、免震装置を設置するという複雑な構造であります。簡素な建物設計で建設費の削減、将来のメンテナンス費用の縮減などが考えられます。

(5)地下駐車場は設置しないことであります。地下駐車場は設置しないことで、工事の短縮、面積の縮減による建設工事費の縮減の効果があります。市の案では、全体面積が実施設計では17,130㎡ですが、地下駐車場を設置しないことで約1,500㎡を縮減できます。建物面積は15,000㎡で、現行案と変わりません。そのため、駐車台数の見直しをする必要があると考えています。

(6)建設にあたって、隣接地との高低差を是正する必要があります。東側の私有地、JR敷地、緑中央通り敷地との高低差が1m前後あります。北側は高架下を通路にしますが、高低差の解消が必要だと考えています。

大きな2つ目として、次に資料1の工程表(たたき台)についてご説明します。想定スケジュール例(たたき台)であります。説明する前に他市の工程はどのような期間がかかっているかを調査いたしました。その結果、他市との比較という資料3を配布させていただいております。これは市が提出した5月26日付の資料、近年の新庁舎建設事例にある4市を調査したものであります。たたき台について、現時点での私たちの考え方です。どちらも清掃関連施設除却後に建設することであり、たたき台に示しておりませんが、市が市民にも説明している資源物処理施設は3月に試運転することになっております。したがって、4月から清掃関連施設の解体工事を行うという内容であります。年度についてはこれを見ていただきたいと思っております。浸水対策は敷地全体を上げるC案で考えています。開発の申請が必要になってきます。開発申請が終わった段階で土地の造成に入り、建設予定地内にある清掃関連施設を解体しながら土地の造成工事を開始するという流れとなっております。清掃関連施設の解体工事を4月から直ちに始められるように、解体工事事業者の選定を早めに行うということとしております。

たたき台の中で見直し案Aは設計施工別にしたもの、設計案Bはデザインビルド方式のものであります。見直し案Aは、設計会社との契約は基本設計と実施設計を一体として契約することを考えています。選定期間は4か月です。基本設計、実施設計に1年ずつ、市民説明会、パブリックコメントも実施します。実施設計と同時並行で敷地内の開発行爲の東京都の申請を行うということになっております。造成工事の工事会社の選定は、工程表の2年度目の8月から3か月、工期は17か月であります。早く完成させるうえで、早くできることはやるという考え方で作成しております。

見直し案Bは設計施工一括方式です。この中には造成工事も含めた契約をすることが重要だと考えています。いろいろ意見があるところではあります。早期建設をするということと、何よりも小金井市のこの2年半を振り返ってみると、設計の混乱は予算に見合った設計ができない体制に起因していると考えています。設計は多くの可能性を秘めた広がりのある議論であります。必ずいくらかかる、どのぐらいの時間がかかると限らない検討の繰り返しです。その検討の速さと検討精度の確かさは、設計施工一貫のよさとされております。さらに、設計施工の一体については、責任の一元化も発注者側のメリットであると考えられます。こうしたことを含めて当協議会で発注形態も検討が必要ではないかというふうに考えております。国分寺市が設計施工一括方式を活用しております。以上、雑駁ではありますが説明とさせていただきます。

◎五十嵐座長 特に資料について確認したいことともしあれば、まず先にそれを受けて、特に今水上さんが説明していただいたこの内容については、詳しくは多分次回なんだろうというふうに思っていて、森戸さんが欠席だということもありますけれども、今日配布されたばかりというのもありますので。その前の行政から提出していただいた資料については、今日できるだけ質疑を行いたいと思っております。前回は地下駐車場を中止という意見に対して途中まで質疑をしていましたということで、これから質疑を行いたいと思っております。ということで、まず資料について何か確認とかしておきたいことは、はい、清水さん。

◎清水議員 詳細をお答えできないということで、よく分かんないんですけども、それは次回以降にしたいなと思うんですけども、表面的なことだけお伺いしたいんですけども、今日出された資料について多分以前から主張されている内容と何一つ変わらないのかなと思うんですけども、この資料の出所とい

うか、この数字の根拠というか、それはしっかり示していただかないと。ここでもし議論をするにしたら議論に値しないかもしれないわけですから、その根拠はしっかり明示していただきたい。誰が、どの団体が、どの業者さんがこの数字をはじき出したのかということは、しっかり明示をしていただきたいと思いますので、そこは多分お答えできると思うので、お答えしていただきたいと思います。

あと中身に入ってくることについては次回以降、これは個人じゃなくて、会派が出した資料ですので、会派のどなたでもお答えできるはずだと思うんですけども、今日お答えできるのであれば今日答えていただきたいですし、まだ議論が煮詰まっていない状況もしくはお答えできる方がいないっていうんであれば次回お答えいただきたいと思うんですけども。

あと共産党さんの資料2の見直し案と、部局が出してる資料5ですね。これについて比較をしてお伺いをしたいんですけども、共産党さんの資料2と部局が出した資料5ですね。これを見たときに、まず共産党さんの資料2の見直し案、今日これいただいた資料なので私もまだ読み込めてないんですけども、もしお答えできないんであればお答えできる方にお伝えいただきたいと思うんですけど、見てと思うんですけど、資料2の見直し案、建設工事費ですね、これが現行案よりも安くなっているということが一つここに提示されているんですけども、一方でこの部局が出している想定する設計パターンの比較で言うと、共産党さん案がお出した資料というのは設計パターンの4とか5に当たるんじゃないかなって思うんですけど、そうするとコスト関連で見ると再開時費用っていうのが他のパターンに比べて最も大きいとなってるんですね。これってなんかよくある前提条件が違うとか、いろいろ昨今ありますけれども、これが違うのか、そこは前提条件が違うのであれば、議論しないとは言わないけれども、ここの説明をしていただければなと思っております。前提が違うから金額が違うのか、そこはご説明いただければと思います。次回でも結構です。

あと部局が毎回出してもらっているんですけども、資料9の建設物価建築費指数がまた前回の5月分に比べるとやはり上がっているわけなんですけれども、共産党さんがお出しいただいた資料2の建設工事68.2億円ってのは2020年9月でストップしていると思うんですけども、次回お出しできるのであれば、現在の建築費物価指数に基づいた金額っていうのが提示できれば、それも比較検討に値するのかなと思いますので、それは多分次回じゃないと出せないと思うので、それをお出しもしくは口頭でもよいのでお答えいただけたらなと思っております。

ですので、今日お答えいただきたいのは、この資料のエビデンス。あとは次回会議でいいんで、見直し案の根拠ですね。その辺お答えいただければと思います。

◎五十嵐座長 関連、沖浦さん。

◎沖浦議員 今、より詳しい内容の資料も是非ということでありましたんで、同じ内容なんで詳しくは次回でということでもいいんですけども、建設工事費のこの出てる数字のいわゆる積算根拠、建築の㎡単価、こういうのも示していただいて、資料にして出すっていうのか、公開するしないっていうのは若干あるかもしれないですけども、ここがポイントだと思いますので、そこら辺も出していただく形で積算根拠をお示しいただければなと思っております。

それから資料についての見方というか、今日いただいた資料とちょっと前にいただいた資料があって、これってというのが差替えなのか、何か追加なのか、そこら辺が分からないので、それだけご説明いただければと思います。

◎五十嵐座長 担当課長。

◎前島庁舎建設等担当課長 資料5につきましては、私どもの方から出しているのをお答えさせていただきますが、4、5の再開時費用が最も大きいというふうに掲げているのは、要は下の欄外の※に書いてございますように、条件からの見直しも必要なことであることから、そこから委託が始まりますので、その費用が大きいということで一番大きいというふうに書かせていただいたものでございます。

◎五十嵐座長 水上さん。

◎水上議員 ご質問ありがとうございます。まず1点目。清水がく議員からのご質問なのですが、出所についてなんですが、これは森戸よう子議員提出資料ですので、森戸議員の責任で作成したというものであります。

数字のエビデンスってということなんですが、特に数字については、先ほど説明した床面積の問題は現行案との関係で説明しておりますので、南側の3,000㎡ってということについても現行のこの見直しの中で可能であるという判断に基づくものではないかなっていうふうに考えていますので、一応そういうことでお伝えしておきたいと思います。

積算根拠、あと沖浦さんの質問も関連たくさんもらったもので、すぐに明確に答えられない部分もあると思うんですが、清水がくさんは、要するに出所の問題が1つでしたよね。で、もう1つが68.2億円っていうのが現行どうなっているのかってということだったと思うんですが、市の現行案も84.4億円という形になってますので、そこで合わせて書いているので、今の建設単価をかけ合わせて出していくってということにはなかなか難しいかなというふうには考えておりますが、次回以降説明してもらいたいということだったので、検討させていただいて、清水さんとも調整させていただいて、ご回答できることであれば、ご回答したいというふうに考えております。

あと沖浦さんからいただいた差替えかどうかっていうのは最初ご説明したとおり、差替えという形で新たに出させていただいておりますので、差替えとかっていうふうに書いておけばよかったんですが、ご説明が不十分で大変申し訳ありませんでした。あと、㎡単価その他については基本的に市の設計と合わせて積算されているものではないかなというふうに考えているんですが、沖浦さんとも調整させていただいて、次回正確にお答えさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

◎五十嵐座長 渡辺さん。

◎渡辺大三議員 3会派共同で提出しておりますので、先ほど水上さんから表明させていただいたとおりなのですが、私どもの方で提出している資料の2についてなんですけれども、さっき建設工事費のところでご発言あったかと思うんですが、その資料にも明記させていただいているとおり、この試算をした時点は2020年の9月時点の試算です。隣に載っている市の方のプランについても、これは2020年2月の段階での数字ということで、どの時点で算出したものかは資料に明記をさせていただいたということと、あとこういった試算を我々がするにあたっては一応専門資格である一級建築士の資格を持った方にも

全部点検をしていただいたうえで、1社だけだとちょっと不十分だと思ったので、同業他社というんですかね、他の方々にも複数の方々に一応見ていただいて、概ね妥当な数字ということで、ある程度の客観性が担保されたものということで出させていただいている資料と。それで森戸さんの名前で、森戸さんの責任で一応代表して提出していただいているということでありますので、申し添えます。

あとは先ほどいただいた発言の中で、今日森戸さんいらっしゃってないんで、次回対応できることがあれば対応してみたいと思います。

◎五十嵐座長 資料に関して。斎藤さん。

◎斎藤議員 庁舎建設担当から出されております資料9の建設物価なんですけど、100としている基準になっている平成23年頃っていうのは、日本の建設の価格が私の認識だと一番安いところなんです。そこからすれば多少上がっていくっていうのは当然で、建設業界にとっても日本の経済にとってもいいことなんです。これだけ切り取ると、なかなか分かりづらいので、バブルの崩壊前から現在までの建設の物価の資料を出していただけないでしょうか。

それから2点目は、共産党さん、情報公開さん、元気！小金井さんが出されている資料2で、建設コストの算出根拠に関して次回に示していただくということでそれでいいんですけども、市民が試算ということになっているんですが、この市民の方がどうか分かりませんが、お聞きしたことがあるんですよ。この2020年より少し前にですね、日本全国であちこちで庁舎の建設の金額を坪単価にして、それを面積でかけたというお話があったんです。ということは、これは入札後の単価、その方はそういう言い方をしたわけですよ。ただこの現行案という形で言うと、これは市の計画の金額ということで比較するレベルが全く違うレベルの金額なんです。共産党さんにご確認いただきたいのは、まさかその市民の方が言ったような過去の事例を坪単価で割って、それを今回の坪でかけているというようなレベルの低い工事費の算定だということはまさかないと思っておりますから、明確にさせていただければと思います。

◎五十嵐座長 水上さん。

◎水上議員 斎藤さんからいただいたことについてはよく検討したいと思いますが、ただ実際の入札後の価格の坪単価で積算したってということはないというふうに考えています。一番大きな削減としては地下駐車場をなくす、そのことによって大きな財政効果が生まれるっていうことと、L型からI字型に簡素な建物にすることによって削減できるものだと考えておりますので、次回正確に説明できるようにさせていただきますので、よろしくをお願いします。

◎五十嵐座長 担当課長。

◎前島庁舎建設等担当課長 バブル期の建設物価ということなんですけれども、調べさせていただいて、またご相談させていただきながら出せるものがあつたら出していきたいというふうに思います。

◎五十嵐座長 資料に関してっていうことでよろしいですか、古畑さん。

◎古畑議員 共同提案1会派として発言させてください。あくまでも工程表も含めた6項目書いてありますけど、たたき台というイメージで、活発な意見がここで展開されれば私としてはうれしいなというふうに思っています。

◎五十嵐座長 資料に関して。はい、清水さん。

◎清水議員 先ほど水上さんに私質問させていただいた 68.2 億円の現在のつていうのは、確かに時点も同じ 2020 年 2 月ですので、それはすみません、私必要ないです。ただ同じ前提条件に揃えた方がよいなと思ってますので、この見直し案をしたときに、多分もう一回 0 からのスタートになると思うんですね。そうすると、それこそ市が出してきた資料 5 の※2 の積算の単価入れ替えとか、その後の設計の見直しなどの費用つていうのは具体的に金額が分からなかったとしても、だいたいこれぐらいだろうという金額はかなりプラスになると思うんですね。そこをちょっと想定できる範囲内で幅があつていいので、いくらからいくらつて、そこは具体的にお出しいただければなと思つているのと、そもそもこの資料の扱いなんですけれども、これは私たちが個人的に見て終わればいいですつていうのをお聞きしたい。

◎五十嵐座長 前段のところ水上さんに答弁していただいて。

◎水上議員 新たにかかる費用を含めたものですよね。市が出している資料の再開時費用つていうことになると思つますので、次回ちょっとご説明できるようにしたいと思つますので、よろしくお願ひします。資料の扱いについては、是非皆さん、一応正式な資料として出されているものなので、そういう扱いになるのかなと思つますが、是非ご協議いただければなと思つます。

◎五十嵐座長 資料の扱いについてなんですけど、市から通常出されているのは普通に今までの資料と同じようでもいいのかなと思つますが、今日も特に行政の方から出された参考資料ということで、この扱いは気を付けてくださいつていうのもありました。それから前回、斎藤さんの方からも資料が出されたりしてました。なので、扱いに注意してくださいという資料はやはりここだけの皆さんだけの情報ということでしていただきたいと思つますし、皆さんが出される資料に関しても、なかなか公的とは言いにくいのかなと思つまして。まずは委員だけの資料ということで扱ってもらつた方がいいかなと思つるんですけど、ご意見あれば伺つていきたいと思つます。はい、沖浦さん。

◎沖浦議員 今の座長の整理で私もよろしいかと思つます。

先ほどの森戸よう子さん提出の資料に関してなんですけれども、口頭でつていうか丁寧にご説明いただくという話しもあつたんですけども、詳細な数字の部分でござつますので、聞き間違いとかそういうことはないように、やっぱり何かしら追加の提出資料ということで是非お願ひできればなということで、建設単価この部分は重要な部分なことだと思つますんで、こういうものもしっかり見えるような根拠ということでお願ひできればと思つております。一言付け加えさせていただきます。

◎五十嵐座長 渡辺さん。

◎渡辺大三議員 正副座長にも一応問題提起しておきたいんですが、ただ最終的には、我々は独自の調査をして、数字はいろいろ持ってますけれども、やっぱり最終的なところは公的にきちんと発注するなりして、専門家にきちんと市長の案はどうだ、見直し案があるとして、例えば見直し A 案はこうだ、見直し B 案はこうだということの最終的な経費の計算とか試算というものに関しては、きちんと公的にやる必要があるんじゃないかなというふうに我々は考えています。ただ今の段階で我々そういう予算いただいておりますのでね。だから仕方ないから独自の調査でやってるんですが、最終的にはそういう形で、お金もはじく必要があるし、スケジュール的なものを精査する必要があるというふうに思つているので、そういうことも最後の出口のところでは、きちんとある程度取りまとめたところで、最後はそういう専門家にもき

ちんと数字を出してもらおうという工程が必要になってくるんじゃないかなと思ってはいるので、一応投げかけておきます。

◎五十嵐座長 白井さん。

◎白井議員 議員が提出された資料の取扱いの話なんですけれども、これは今日この場で取扱いについては一般的な行政が出す資料とは違うよという一致がされるんだったら、それはそれで同意しますけれども、それだったら提出される資料のところに、参考資料とかちょっと別の扱いをちゃんと書いてもらわないと、配られた段階でそんなこと言われてないから、SNSにアップします。だからダメですよとかって言われても困るんですよ。私としては議員提出資料って書いてある限りはそれは公開されるっていうか、これをもとに質疑しているわけだから、公開してもいいんじゃないかと一般的に思うんですけれども。ただ根拠であったりだとか、数字が独り歩きするっていうこと自体、いろいろと悩ましい部分があるのであれば、この書き方とかその辺は整理していただいて、多分提出という形にさせていただいた方がいいと思いますので、それだけお願いいたします。

◎五十嵐座長 渡辺さん。

◎渡辺大三議員 今の件に関してなんですが、やや違和感があるのは、議会の本会議とか委員会でも議員提出資料っていうのがあるわけですよ。公的な資料として扱われていて、別に部局の提出した資料と違う扱いということになってないので、本協議会においても、行政と議員は対等平等の立場でこの場所に並んでいますから、そこに提出されたものは、今回も森戸さんが提出ということで、提出した人は誰だということも明記されているので、特別ここだけ外へ出さないという取扱いをすることもなんかちょっと違和感あって、別に表に出されても構わないものなのではないかなと思ってるので、よく議論して決めた方がいいかもしれません。

◎五十嵐座長 斎藤さん。

◎斎藤議員 それを言っちゃうとね、資料を出さないっていうふうになっちゃうから、そうは言わずに、資料を出す方の考え方を尊重したうえで、我々理解していくところが大事なんで、そう言われるんだったら資料を出しませんって話しになりかねないんで、我々議員側からも注意して発言した方が私はいいと思います。

◎五十嵐座長 例えば議員が出す資料の場合も、ちゃんと出典が分かって、このデータ是非皆さんに見せたいんだっていうことで出てくる場合もありえると思いますので、そういう意味では扱いに気を付けてもらいたいという資料は参考資料という白井さんの言葉のとおり、参考資料というふうに書いていただいて、これは出しても構いませんって、出典もはっきりしてますというような資料をもし出される場合は、特に参考資料と書かないで出していただくという整理をしたいんですけど、いかがですか。白井さん。

◎白井議員 それでいいと思うんですよ。だから今回で言うと、出された森戸さんがどういう意図をもってあるかっていうのは、ちゃんと確認したうえで取扱いを決めるべきだと思いますので、今日いらっしゃらないのでね。水上さんが手をあげていらっしゃいますけど、その意思が明確でないのであれば、今日のところは控えるっていうことは同意いたします。

◎五十嵐座長 水上さん。

◎水上議員 この点については、公的な資料として扱ってもいいというふうに判断しておりますので、そういうものとして取扱って、参考資料ではなくて、森戸よう子議員提出の本協議会に出された資料ということで、参考資料ではなく扱っていただいて構いませんので、よろしくお願いします。

◎五十嵐座長 資料の扱いということで、いったん整理をさせていただいたということでよろしいですね。これからも、もし出される方がいたら、その判断はご自身で是非していただければと。はい、白井さん。

◎白井議員 ありがとうございます。そのうえで、今回もう出されてるんでいいんですけど、できれば数字とかそういうものがあるんでしたら、その数字の根拠というか出典というか、そこを何を引用しているかみたいな根拠のところは、できるだけ注意事項とかで記載いただいた方がいろんな意味で安全なのかなと思いますので、それは出す側の責任だと思いますが、一言述べておきます。

◎五十嵐座長 はい、担当課長。

◎前島庁舎建設等担当課長 確認なんですけど、今回の森戸議員の提出された資料というのは、ホームページに掲載するっていうことでよろしいでしょうかという確認をしたいと思います。

◎五十嵐座長 はい、清水さん。

◎清水議員 ということは今回、出典は森戸よう子市議会議員ということが出典になるんですか、数字の出典者っていうのは私必要なんだろうと思って。責任は確かに森戸よう子市議会議員にあるかもしれないけれども、3党派でもいいんですけども、数字の根拠っていうのは明らかにしないと。森戸さんがはじいたものなのか、それとも専門家が何人か集まってはじいたものなのか、口頭では説明ありましたが、やっぱりそれなりの方の出典者というのは必要になってくると思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

◎五十嵐座長 今回そういう疑問っていうか問題提起もありますので、一度森戸さんと相談していただいて、その扱いをどうするかを、今回は一応参考の扱いにして、もし正式出すのであれば次回でも構わないと思いますので、そういうふうな扱いにさせていただけないでしょうか。はい、渡辺さん。

◎渡辺大三議員 こういう議論になるので、さっき私が申し上げたんですよ。だったらちゃんと予算措置していただいて、専門家に試算していただける体制を取っていただかないと、ずっとこの議論になっちゃいますよ。不毛だと思います。我々はちゃんと専門資格を持つてる人に、さっきも説明しましたよね、はじいていただいて、なおかつその方から複数の同業他社の方にも見ていただいたうえで蓋然性の高い数字ということで、調査の結果をまとめて森戸さんの名前で代表で出させていただいたんですが、なおその数字の妥当性について精査したいということであれば、公的に予算を措置して発注するしかないだろうと思っております。

◎五十嵐座長 いずれにしましても森戸さん今日不在なので、一度確認していただいてからにしてください。ということでお願いします。資料の関係まだ続きますか。はい、沖浦さん。

◎沖浦議員 今部局の方が尋ねてきたのっていうのが多分公開するしないの話で、それ次回話すってことなんですけど、おそらく例えば行政が出してきた資料があって、その後ろに続けて協議会の委員から出された資料も続いて添付されると、多分それが行政が出してきたものっていうふうに読み取ってしまう方も

多いんじゃないかなっていうのがあるので、そこら辺をうまく分けたり、そういう工夫が必要なんじゃないかなとは思っております。

◎五十嵐座長　とりあえずご意見として検討させていただきますということでお願いいたします。あとあまり時間がございません。資料に関しては以上ということで終了させていただいて、地下駐車場の中心の項目についてちょっと話しをしていて、今日駐車場に関する資料も出てるんですけど、そこに関して何か質問用意していた方いらっしゃいますか。じゃあ、それにちょっと入って、それが終わったら、もう今日は終わりかなと思いますが、とりあえずあるかどうか分かりませんが、一応もうちょっと時間がありますので、質問してください。白井さん。

◎白井議員　できるだけ12時に終わりたいんで。「庁用車等について」という資料を出していただきました。ありがとうございます。私が求めたのは1番の庁用車の使用状況について、細かく使用回数を昨年度実績を書かせていただきました。細かくどういうふうに使っているかみたいなことを聞きだすと切りがないので、事前の調整、やり取りでもさせていただいたうえで、こういうふうに出していただいていますので、資料自体はこれで結構です。これを出していただいた意図は、前提条件としてはあったものの、結局あくまでいろんな方策を考えるうえで地下駐車場をなくすことができないか、それは大きなコスト減につながるという発想から、庁用車を減らすことができないのか、そのための使用回数とか使用状況というのを確認するために提出いただいた資料でございます。この使用回数っていうのも、例えば1分乗っても使用回数1にカウントされるし、2時間乗ってもカウントされる、一日中乗ってでも1回ってカウントされてるからなんとも捉えようがないんですけども、結論からすると決めの問題かなという気はしてるんですよ。例えば、質問として確認したいのが、所属課とあってどういう自動車があるかっていうのが書かれてありますが、これは課をまたいで他の課の車を使うことっていうのは基本的にはやってない、そういう認識でよろしいですか。それとも結構課をまたいで車は使っていて、単に所属だけがこの所属課っていうので、位置付けられているというこういう認識でよろしいですか。どういうふうに使われているのか、確認だけさせてください。

◎五十嵐座長　担当課長。

◎前島庁舎建設等担当課長　実態としましては、通常の庁用車だと管財課に借りるんですけども、それで足りないときは、他の課の借りられる分については借りているっていうのが現状だというふうにお答えさせていただきます。

◎五十嵐座長　白井さん。

◎白井議員　所属課というのは所属が位置付けられているだけであって、基本的には管財課に借りる、ごめんなさい、なんか管財課から借りる、よく分かんないんですけど。

◎五十嵐座長　担当課長。

◎前島庁舎建設等担当課長　一般的には所属に車がないものについては管財課に貸出車がありますので、それを借りるっていうのが原則なんですけれども、それでも庁用車が出払ってしまっているときには、借りられる所を探して借りてるっていうことがありますので。ただ、それが今ここに何台あるかっていうのは

何とも言えないんですけれども、現状としては他の課のものも借りているケースはあるというふうに認識しています。

◎五十嵐座長 白井さん。

◎白井議員 今おっしゃったのは所属課に名前がない所が車を使うときには、基本的には管財課のものを借りるっていうことになってるけども、それでも借りられない場合は、他の課の空いているものを使うっていうことでしたよね。私が聞いたかったのは、例えば地域安全課がごみ対策課の車を借りたりとかっていうことが日常的に行われているのかっていうことを確認している。所属課って書いてあるけども、関係なく、役所のものだという位置付けが管財課の管理のもとで柔軟に車の使用というのは行われているのか。その方がおそらく効率的に効果的に車を使えるはずだと思うんですね。使いたいときに使えないケースも出てくると思うんですけど、その運用を全部包括的にどうしているのかということを確認するんですけど、いかがですか。だって、例えば子育て支援課とか児童青少年課、あんまり名指しするとあれですけど、51回年間で。子育て支援課86回とかでしょ。使ってないときならもっと借りればいいじゃんとかいろいろあるわけですよ。だからその辺も含めてどういうふうに回しているのかっていうことを確認したいんです。

◎五十嵐座長 担当部長。

◎藤本副座長 先ほど担当課長がお答えしたように、基本的には庁用車の車種というのがいろいろありまして、主に軽貨物が軽乗用車になってるんですけども、それがトラック型のものがあったり、あとは普通車のワゴンというのも児童青少年課にあたりということがあります。あとごみ対策課の方にはトラックというのもあります。それで、管財課の乗用ないしは軽トラックを借りる場合には、管財課の方の貸出車というところを予約して借りますが、それが出払ったりしてない場合には、似たような形式の車については他課のものが空いているかどうかを確認したうえで、その許可を得たうえで、使用しているというのが現状です。この中で使用回数が少ないものっていうのも確かにあるんですけども、それは使用目的が、例えばわんぱく号みたいなものだったら、そういう形でしか使えなかったりとかということもございまして、ごみ対策課の荷物を積むようなトラックというのは使う利用方法によって限定されてくるというのがあるので、このようならばつきがあるというふうにご理解をいただきたいと思います。

◎五十嵐座長 白井さん。

◎白井議員 ちょっと視点を変えますが、庁用車を何台にすれば地下駐車場造らなくてすむと、これどうですか。

◎五十嵐座長 担当課長。

◎前島庁舎建設等担当課長 今庁用車だけを置くために41台設けておりますので、造らなくていいとなると0ということか、他のところに持っていくという形になります。

◎五十嵐座長 他に質問ございますか。資料要求の前に私の方から確認したいので、ちょっとお待ちいただけますか。今日資料出していただいた中で、平成30年と最新の比較がございましてね。前回確かこの協議会の中で出たのは、車を使って来る方が駐車場を使う台数について、この時期と今では変化があるので

はないかということの中で、多分資料請求が出されたと思ってるんですけど、それに対するご見解とかがありますか。担当課長。

◎前島庁舎建設等担当課長 平成30年度に一度調査してるんですね。そのときに下に欄外で書いてありますけれども、月の理論値ですけれども、最大は55台というふうな計算になっております。それと同様の計算の仕方をして、今回令和3年度のを計算したところを欄外にございますけれども、53台必要だろうということからするとそれほど大きな差が出なかったのではないかなというふうに思っています。

◎五十嵐座長 分かりました。ありがとうございます。駐車場に関して今の時点で質問する方ございますか。ないようですので、いったん駐車場の話しはここで終了して、他に資料請求等あれば。小林さん。

◎小林議員 コストの関係なんですけども、想定する設計パターンというのはまた整理されまして、建設物価指数というのが今回も更新されて出されてきました。このままどこまで上がってくるんだっていうのもありますけれども、一定の上り調子というものも改めて確認をしたところでありまして。着工時期というのが様々パターン分けされている中で、今回出されたこの時点の数字ということではなくて、これがあるパターンで上がり続けた場合に、着工時期のときに建設コストはいくらになるのかという、なんか専門的なそういった出し方があれば、それを一覧表で出していただきたいということでもあります。よろしく願いいたします。

◎五十嵐座長 担当課長。

◎前島庁舎建設等担当課長 出し方はいろいろあるのかなと思いますけれども、相談させていただきながら、作っていくようにしたいと思います。

◎五十嵐座長 それでは他に資料請求等ございませんでしょうか。はい、白井さん。

◎白井議員 市役所として持っている車の保有について他市の状況も調べてもらってよろしいですかね。すみません、調整させてください。

◎五十嵐座長 担当課長。

◎前島庁舎建設等担当課長 調整させていただいて出せるようであれば出していきたいと思います。

◎五十嵐座長 それでは今日の協議会は以上で終了としたいと思います。ご異議ございませんか。では次回は8月15日の午後1時ということになります。5時ぐらいまではさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上で第5回庁舎等建設に関する協議会を終了いたします。お疲れ様でした。